



菜の花

税理士法人原会計事務所
原会計事務所だより



編集発行人
税理士・行政書士
ファイナンシャルプランナー
宅地建物取引士
ITコーディネーター

原 俊

本社 〒104-0032
東京都中央区八丁堀4-13-1
TEL:03-3552-5500 FAX:03-3552-5400
市川支社 原行政書士事務所
〒272-0815 千葉県市川市北方1-16-6
TEL:047-333-6666 FAX:047-333-8811
喫茶 相統相談カフェ
TEL:047-333-333-3344
安藤会計支社 〒273-0002
千葉県船橋市東船橋5-3-3
TEL:047-424-5566 FAX:047-424-5744
E-mail info@harakaikei.com
URL <http://www.harakaikei.com/>

3月

(弥生) MARCH

21日・春分の日

日	13	27
月	14	28
火	15	29
水	16	30
木	17	31
金	18	
土	19	
日	20	
月	21	
火	22	
水	23	
木	24	
金	25	
土	26	

3月の税務と労務

国 税/令和3年分所得税の確定申告	2月16日~3月15日	国 税/1月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)	3月31日
国 税/個人の青色申告の承認申請	3月15日	国 税/7月決算法人の中間申告	3月31日
国 税/贈与税の申告	2月1日~3月15日	国 税/4月、7月、10月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合)	3月31日
国 税/2月分源泉所得税の納付	3月10日	地方税/個人の都道府県民税、市町村民税、事業税(事業所税)の申告	3月15日
国 税/個人事業者の令和3年分消費税の確定申告	3月31日		

ワンポイント 固定資産税の縦覧と閲覧

自治体により差はありますが、毎年4月から、固定資産税の土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間が設けられています。縦覧では、所有する土地・家屋の価格を他の土地等と比較し、その価格が適正であるか確認できます。閲覧は、固定資産課税台帳のうち所有資産の記載事項を確認できる制度で、年間を通じて閲覧できます。

令和4年度改正(案)のポイント

令和4年度税制改正(案)では、積極的な賃上げ等を促すための措置、新型コロナウイルスの影響を受ける企業や個人への対応などの措置の拡充や見直しが行われます。なお、金融所得課税の見直し、相続税と贈与税の一体化については先送りされました。

〔改正項目タイムスケジュール〕
 主な改正項目の適用時期は、下表のとおりです。

なお、前年以前の改正項目で適用時期が今年以降となる項目も記載しています(図表1)。

(図表1) 改正項目タイムスケジュール
 (○減税、●増税、—どちらともいえない)

2022年 (令和4年)	1月	—	改正電子帳簿保存法が施行(電子取引の紙保存から電子保存義務化(猶予あり))
		●	退職所得課税の適性化
		—	住宅ローン減税の見直し(4年延長)
		●	住宅取得資金の贈与税非課税(2年延長)
	4月	○	賃上げ促進税制の見直し
		—	連結納税制度の見直し
		—	成年年齢18歳に変更
		○	固定資産税の負担調整措置
	○	交際費課税の特例延長	
10月	○	私的年金の優遇拡大	
2023年 (令和5年)	1月	●	国外居住親族に係る扶養控除の見直し
	10月	—	消費税のインボイス制度始まる
2024年 (令和6年)	1月	●	帳簿の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重措置の整備
		—	新NISA運用開始
	4月	●	森林環境税が施行
	6月	—	財産債務調書制度の見直し

I 法人課税関係

1 賃上げ促進税制の見直し
 日本の賃金水準は、実質30年以上ほぼ横ばいの状況から、「成長と分配の好循環」に向けて賃上げを積極的に行う企業への優遇税制が強化されます。

中小企業の場合、全雇用者の給与支給額を前年度より1.5%以上増やすと、支払った金額の15%、2.5%以上増やせば30%を法人税額から控除できます。

さらに従業員への教育訓練費を前年度より1割増やした場合の上乗せ措置も含めると、控除額の上限は現行の25%から40%に上昇します(図表2)。

大企業の場合は、継続雇用者を前提としており要件が異なりますが、前記同様に3段階で控除率が引き上げられ、現行の最大20%から30%となります。

一定規模を超える大企業は、取引先など多様な利害関係者に配慮して経営していることを経済産業大臣に届け出る必要があ

- ります。
- 一方で、①継続的な賃上げ率が1%(令和4年度は0.5%)以上増えていない、②資本金10億円以上、③従業員数1000人以上などの要件に当てはまれば、研究開発税制等の一部優遇税制が適用できなくなります。
- 2 交際費課税の特例の延長**
 中小企業が支出する接待交際費のうち800万円を上限に損金算入できる交際費課税の特例が2年間延長されます。
- II 個人所得課税**
- 1 住宅ローン減税の見直し
 住宅投資と関連消費は経済への波及効果が大きいことから、制度の4年間延長と次の見直しが行われます(図表3)。
- (1) 住宅購入者の減税額が支払う利息より大きくなる「逆ざや」の現象が起きていることが問題視されていました。これを受けて控除率が0.7%に下げられます。
- (2) 新築住宅の減税期間が13年間に延長されます。
- (3) 富裕層ほど恩恵を受けやす

い制度設計であることから、所得要件が2000万円以下に引き下げられます。

また、減税対象となる借入限度額を住宅の環境性能に応じ細かく分類しています。

2 納税地の変更に関する届出書の提出不要

現在、納税地を変更した場合は、税務署長に必要な届出書を提出することになっていますが、令和5年以降は届出書の提出が不要になります。

III 資産課税

1 住宅取得資金の贈与税非課税措置の延長等

直系尊属から住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税非課税措置の適用期限が2年延長されます。また、非課税限度額は、耐震、省エネ又はバリアフリーの住宅用家屋は1000万円、これら以外の住宅用家屋は500万円です。

2 土地に関する固定資産税の負担調整措置

令和4年度限りの措置として、一定の商業地等の課税標準額が令和3年度の課税標準額に

(図表2) 賃上げ促進税制 3段階で控除率が上がる方式

大企業	控除率
継続雇用者給与等支給額が前年度比3%以上増加	15%
同4%以上増加	25%
教育訓練費が前年度比20%以上増加	さらにプラス5%
中小企業	控除率
全雇用者の給与等支給額が前年度比1.5%以上増加	15%
同2.5%以上増加	30%
教育訓練費が前年度比10%以上増加	さらにプラス10%

(図表3) 住宅ローン減税の改正

項目	改正前	改正後
控除率	年末ローン残高の1%	年末ローン残高の0.7%
減税期間(原則)	新築・中古10年	新築13年・中古10年
減税規模	最大500万円(長期優良住宅の場合)	最大455万円(同)
所得要件	3,000万円以下	2,000万円以下
入居期限	2021年中	2025年まで

4年度の評価額の2.5%(現行5%)を加算した額とされます。

3 法人版事業承継税制の特例期限の延長

新型コロナウイルスの影響により、事業承継が進んでいない状況等を踏まえ、特例承継計画の提出期限が1年延長されます。

IV 消費課税

インボイス制度に係る見直し
免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中にインボ

イス発行事業者の登録を受ければ、登録日から適用を開始することができるようになります。

なお、登録日の属する課税期間の翌課税期間から登録日以後2年を経過する日の属する課税期間までは、事業者免税点制度が適用できません。

V 納税環境整備

1 帳簿の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重措置の整備
納税者が修正申告などをする

前に税務署職員から帳簿の提出を求められても帳簿を提示・提出しなかった場合や売上金額や収入金額の記載が著しく不十分だった場合、通常の過少申告加算税または無申告加算税の額に、申告漏れに係る税額の10%相当額が加算されます。

2 財産債務調書制度の見直し
令和5年分以後、財産債務調書の提出義務者に、その年の12月31日において有する財産の合計額が10億円以上の居住者が追加されます。

また、財産債務調書の提出期限について、その年の翌年6月30日とされます。

3 電子取引情報のデータ保存義務化

電子帳簿保存制度について、令和4年1月1日から5年12月31日までの間に行う電子取引で、制度の保存要件に従った電子保存ができない事についてやむを得ない事情があると税務署長が認める場合などは、紙での保存をできるようにする措置が、すでに今年1月から講じられています。

事業復活支援金が創設されました

昨年12月20日に成立した補正予算で、「事業復活支援金」が創設されることが決定しました。

新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受ける中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主に対して、地域、業種を限定しない形で、今年3月までの事業継続の見通しを立てられるよう事業規模に応じた給付金が支給されます。

なお、申請に当たっては税理士や商工団体、金融機関等による事前確認が必要となり、原則として電子申請により受付が行われます。

- 対象者 新型コロナの影響で、2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が、2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して50%以上または30%～50%減少した事業者（中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主）

●給付額 上限額

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高* 1億円以下	年間売上高* 1億円超～5億円	年間売上高* 5億円超
▲50%以上	50万円	上限100万円	上限150万円	上限250万円
▲30%～50%	30万円	◇ 60万円	◇ 90万円	◇ 150万円

※ 基準月（2018年11月～2021年3月の間で売上高の比較に用いた月）を含む事業年度の年間売上高

算出式 給付額は、上記で定めた上限額を超えない範囲で、「基準期間^{*1}の売上高」と「対象月^{*2}の売上高」に5をかけた額との差額

$$\text{給付額} = (\text{基準期間}^{*1}\text{の売上高}) - (\text{対象月}^{*2}\text{の売上高}) \times 5$$

※1 2018年11月～2019年3月、2019年11月～2020年3月、2020年11月～2021年3月のいずれかの期間のうち、売上高の比較に用いた月を含む期間。

※2 2021年11月～2022年3月のいずれかの月

- 必要書類 確定申告書、売上台帳、本人確認書類の写し、通帳の写しなど

★ 制度は、所要の準備を経て申請受付が開始されました。

※1月6日時点の公表資料に基づく情報です。
(原)